

# 行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査結果

## 第1 調査の趣旨等

### 1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表しようとするものである。

本手続については、平成12年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」において、「日本版ノーアクションレター制度」の導入へ向けた検討を進めることとし、これを踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）によりその指針を定めたところである。

指針に基づき、「各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成13年度中の可能な限り早期に実施するものとする」こととしている、また、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」こととされている。

また、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する。」こととされている。

これらの閣議決定に基づき、総務省において、13年度末現在における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況の調査を行い、今回その結果を取りまとめて公表したところである。

### 2 調査対象項目

- (1) 法令適用事前確認手続の導入状況
- (2) 行政機関による法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表を行った事案

## 第2 調査結果

行政機関による法令適用事前確認手続について、各府省における平成13年度末現在の実施状況を総務省において取りまとめた結果は次のとおり。

### 1 法令適用事前確認手続の導入状況

「行政機関による法令適用事前確認手続について」(平成13年3月27日閣議決定)においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成13年度中の可能な限り早期に実施するものとする」とされており、この閣議決定に定める対象法令の分野に係る所管法令を有する11省庁については、細則、規則等(別添資料1参照)を定め、表1のとおり平成13年度末までに手続を導入している。

表1 法令適用事前確認手続の導入状況

府省名	閣議決定に定める対象分野に係る所管法令の有無	手続導入の有無	手続の運用開始時期
人事院	無	無	
内閣府	無	無	
宮内庁	無	無	
警察庁	有	有	平成14年3月1日
防衛庁	無	無	
金融庁	有	有	平成13年7月16日
総務省	有	有	平成13年8月31日
公正取引委員会	有	有	平成13年10月1日
公害等調整委員会	無	無	
法務省	有	有	平成14年3月27日
外務省	無	※	(平成14年3月26日に規則を制定)
財務省	無	無	
文部科学省	有	有	平成14年3月29日
厚生労働省	有	有	平成14年3月29日
農林水産省	有	有	平成14年3月29日
経済産業省	有	有	平成13年6月1日
国土交通省	有	有	平成14年3月29日

環境省	有	有	平成 14 年 3 月 29 日
-----	---	---	------------------

※外務省は平成 13 年度末時点で本手続を適用すべき法令条項はないが、将来処分等が導入される可能性を考慮して規則の整備を行っている。

また、「行政機関による法令適用事前確認手続について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）においては、上記対象法令分野以外について、「各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。」とされている。

法令適用事前確認手続を導入している各省庁は、表 2 のとおり閣議決定対象分野に限らず、対象法令を定めている。（具体の対象法令は別添資料 2 参照）。

表 2 各省庁における手続対象法令分野の考え方

府省名	手続対象法令分野の考え方
警察庁	法令適用事前確認手続の趣旨にかんがみ、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」に限定していない。
金融庁	所管法令のうち、民間企業等の実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為が、特定の法令の規定の適用対象になるかどうかをあらかじめ金融庁に確認し、金融庁が回答を行うとともに、当該回答を公表するとの趣旨に該当するものとして、金融庁のホームページで公表されるもの
総務省	手続の運用開始当初から、対象範囲を「対象法令の分野」に限定することなく、「対象法令（条項）の範囲」を踏まえて、所管法令を広く対象としている。
公正取引委員会	公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）について、すべての事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じるため、特定の分野を対象とはしていない。
法務省	民間事業者がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」に限定していない。
文部科学省	経済財政諮問会議の専門調査会緊急報告（平成 13 年 5 月）における提言等を踏まえ、分野を限定することなく、本制度の趣旨に合致する法令については広く対象とすることとした。
厚生労働省	民間企業等の予測可能性を高めるとともに、行政の公正性の確保、透明性の向上を図る観点から、厚生労働省の所管する法令について、対象分野を限定することなく、本手続を導入することとした。
農林水産省	行政機関による法令適用事前確認手続を導入する対象法令について、対象法令の分野をあらかじめ限定することなく、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則（平成 14 年農林水産省訓令第 4 号）第 3 条に定める法令を対象としている。
経済産業省	どのような部分において、民間事業が活発に行われるかを行政が予断をもって、決めることはできないことから、IT・金融分野等の分野に特定することなく所管する法令を全て対象としている。

国土交通省	国民からのあらゆる要望に応じるため、閣議決定に定める「対象法令の分野」に限定せず、国土交通省が所管する法令について幅広く導入している。
環境省	新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野に係る法令を一義的に判断することは困難であるため、環境省所管法令を幅広く対象とした。

## 2 行政機関による法令適用事前確認手続による照会・回答及び公表状況

閣議決定においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口へ到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされている。

また、公表時期については、「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされている。

平成13年度中に法令適用事前確認手続による照会があり、その照会に対して回答し公表までに至った事案をみると、13年度末近くに手続を導入した省庁が多かったこともあり、表2のとおり3省庁9件となっており、照会から回答までの期間は平均40.8日（うち補正に要した平均日数16.9日であり、補正に要した日数を除いた照会から回答までの期間は平均23.9日）、回答から公表までの期間は平均12.6日となっている。

表3 法令適用事前確認手続による照会・回答及び公表状況

府省名	照会年月日	回答年月日	照会から回答までの日数（うち補正に要した日数）	回答から公表までの期間	照会・回答内容の公表を行った事案
金融庁 （計1件）	H13.9.3	H13.10.28	55（25）	3	貸金業の規制等に関する法律第2条の「貸金業」への該当
公正取引委員会 （計4件）	H13.10.1	H13.12.27	87（70）	※2 77	独占禁止法上の問題の有無
	H13.10.11	H13.11.22	42（13）	0	下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則に関する照会
	H13.11.21	H13.12.27	36（14）	0	景品表示法への抵触

	H14. 2. 22	H14. 3. 29	35 (7)	0	景品表示法への抵触
経済産業省 (計4件)	H13. 8. 23	H13. 10. 11	49 (0)	1	電気事業法第17条1項及び2項に関する照会
	H13. 11. 21	H13. 12. 4	13 (0)	1	電気事業法第9条第1項及び2項に関する照会
	H13. 7. 5	H13. 8. 3	28(15)	31	電気用品安全法第3条に関する照会
	H13. 11. 5	H13. 11. 27	22(8)	1	消費生活用製品安全法第6条に関する照会

※1 各照会・回答及び公表事例の詳細については参考資料参照。

※2 照会者からの公表延期の希望を受け、公表を延期したもの。

**参考資料**

**法令適用事前手続照会・回答事例**

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成13年9月3日

2 回答年月日

平成13年10月28日

照会から回答までの期間55日間  
(うち補正に要した期間25日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成13年10月31日

回答から公表までの期間3日間

4 照会内容の概要

照会者名：ジーイー横河メディカルシステム株式会社 代表取締役 伊藤伸彦  
日本ジーイープラスチック株式会社 代表取締役 長瀬秀男

グループ会社内の資金管理スキームの一環として、子会社の余剰資金を親会社に貸し付けることが貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する「貸金業」に該当せず、同法第3条に規定する登録は不要であるか。

5 回答内容の概要

貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する「貸金業」に該当せず、同法第3条に規定する登録の必要はないと考える。

6 担当局課名

監督局 銀行第二課 金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日  
平成13年10月1日

2 回答年月日  
平成13年12月27日  
照会から回答までの期間87日間  
(うち補正に要した期間70日間)

(注) 事前相談制度では、追加的資料の提出を含め事前相談申出書の補正としていることから、すべての資料を受領するまでの期間を補正に要した期間とした。

3 照会・回答内容の公表年月日  
平成14年3月14日  
回答から公表までの期間77日間

(注) 事前相談制度では、回答後30日以内に公表することとしているところ、照会者からの公表延期の希望を受け、公表を延期したもの。

4 照会内容の概要

(1) エンサイドドットコム証券株式会社(以下「エンサイ」という。)は、インターネット又はエンサイ専用ネットワークを利用して国債の売買を行うためのインフラを構築し、証券会社と機関投資家の国債売買取引の場(電子サイト)を提供する電子商取引システムを考案した。

(2) 当該システムでは、即時発注や引き合いによる取引を行うほか、証券会社が提示する気配値(各証券会社が独自の金利分析や市場調査に基づいて算定した取引のための参考価格)のうち、顧客にとって最も有利な気配値(最良気配値)を証券会社にフィードバックすることを検討している。

(3) 当該システムは独占禁止法上問題ないか。

5 回答内容の概要

本件システムの構築自体は、参加する証券会社及び機関投資家の取引に係るコストを削減すること等を通じて競争促進効果を有するものと考えられ、即時発注や引き合いによる取引も直ちに独占禁止法上問題となるものではない。また、エンサイが、競争を活発に行っている証券会社に対して最良気配値をフィードバックすることについても国債の売買価格についての透明性を高め、証券会社間の競争を促進する効果をもたらす、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、今後、エンサイのサイトを利用して証券会社間で国債の売買価格に関して情報交換を行うなど、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることのないよう十分留意する必要がある。

6 担当局課名  
取引部相談指導室



○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成13年10月11日

2 回答年月日

平成13年11月22日

照会から回答までの期間42日間

(うち補正に要した期間13日間)

(注) 事前相談制度では、追加的資料の提出を含め事前相談申出書の補正としていることから、すべての資料を受領するまでの期間を補正に要した期間とした。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成13年11月22日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

親事業者(相談者:ワイケイケイ株式会社)が取引先の複数の下請事業者への下請代金の支払に関する一括決済方式について、以下の方式によることは、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」(昭和60年12月25日取引部長通知。以下「取引部長通知」という。)にいうところの「三者契約」に当たるかどうか。

(1) 一括決済方式により下請代金の支払を受けることを選択した下請事業者が、一括決済方式に関する契約内容をあらかじめ確認した上で、親事業者に当該契約を締結することを委任。

(2) ①親事業者、②下請事業者の代理人たる親事業者、③金融機関の三者で一括決済方式に関する契約を締結。

(3) 下請事業者は、(1)の委任状の控えを保存し、また、金融機関は(2)の契約書の写しを下請事業者に交付。

5 回答内容の概要

貴社が一括決済方式に関する契約の締結に当たり、同方式により下請代金の支払を受けることを選択した下請事業者が、契約内容をあらかじめ確認した上で、自由な意思により、親事業者に当該契約を締結することを委任し、①親事業者、②下請事業者の代理人たる親事業者、③金融機関の三者で一括して契約を締結することについては、取引部長通知にいうところの三者契約と基本的には同様のものと考えられる(ただし、本回答は、当該契約において、親事業者が下請事業者の代理人となることが、民法第108条の規定に抵触するかどうかについて判断するものではない。)

6 担当局課名

取引部企業取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成13年11月21日

2 回答年月日

平成13年12月27日

照会から回答までの期間36日間  
(うち補正に要した期間14日間)

(注) 事前相談制度では、追加的資料の提出を含め事前相談申出書の補正としていることから、すべての資料を受領するまでの期間を補正に要した期間とした。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成13年12月27日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

- (1) イー・トレード証券株式会社は、株式・投資信託の販売に関して、インターネット取引システムを用いた注文受託業務を主要業務としている。
- (2) 同社は、証券取引所の取引時間終了後の平日夜間に取り扱うインターネット上の株式取引について、一定期間(2か月)、顧客から徴収する株式売買委託手数料を無料とすることを検討しているが、景品表示法の規定に抵触することとなるのか。
- (3) なお、平日夜間の株式売買は、同社が契約している証券会社が、その保有する株式のうち、インターネット上に約300銘柄の売り気配値及び買い気配値を掲載することにより、それを見る顧客が、同社を通じて行うものであるが、対象となる銘柄が少ないこと等から、その取引高は僅少である。

5 回答内容の概要

貴社が証券取引所の取引時間終了後の平日夜間に取り扱う株式取引について、一定期間顧客から徴収する株式売買委託手数料を無料化することは、株式売買における株式売買委託手数料の値引と考えられ、景品表示法の景品類には該当しないので景品表示法に抵触することはない。

6 担当局課名

取引部消費者取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年2月22日

2 回答年月日

平成14年3月29日

照会から回答までの期間35日間  
(うち補正に要した期間 7日間)

(注) 事前相談制度では、追加的資料の提出を含め事前相談申出書の補正としていることから、すべての資料を受領するまでの期間を補正に要した期間とした。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年3月29日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

(1) 日本スポーツ振興くじ株式会社(以下「日本スポーツ振興くじ」という。)は、スポーツ振興投票券 toto(以下「toto」という。)の販売業務の管理等を業務としている。

(2) 日本スポーツ振興くじは、totoの購入希望者を対象に、新たに提携先クレジットカード会社によってクレジットカード機能が付加されたカード型の会員証が付与される、スポーツ関連施設の優待サービスが受けられる等の特典のある toto 特別会員を募集し、会員には、totoの購入額に応じてポイントを提供し、一定のポイントを集めると懸賞に応募できる企画を考えている。

この toto 特別会員となるには、入会金1,000円、年会費無料又は1,750円(提携先クレジットカード会社によって異なる。加入初年度のクレジットカード会社の年会費等は不要。)が必要となる。日本スポーツ振興くじは、この toto 特別会員の新規加入者の募集に際し、もれなく100ポイントを付与することを考えている。

(3) 新規加入者は、この100ポイントを利用して、日本スポーツ振興くじが実施を予定しているオリジナルのサッカー関連グッズが当たる「ポイントアップ2002」のキャンペーンに1口30ポイントで応募することができる。景品は最高額3,500円相当の商品で、新規加入者は100ポイントを利用して最大3口応募することができる。

新規加入者は、景品の最高額3,500円のものに3口応募することが可能であり、この場合の景品の累計額は10,500円となる。

このような企画は、景品表示法の規定に抵触することとなるか。

5 回答内容の概要

本件は、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)の範囲内であり、景品表示法に抵触することはない。

6 担当局課名

取引部消費者取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成13年8月23日

2 回答年月日

平成13年10月11日

照会から回答までの期間 49日間

(うち補正に要した期間 0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成13年10月12日

回答から公表までの期間 1日間

4 照会内容の概要

モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インクからの電気事業法第17条1項及び2項に関する照会(詳細は別紙)。

5 回答内容の概要

モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インクが実現しようとする行為は、電気事業法第17条1項2号に該当する。

モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドが当該事業を行うことについて、電気事業法第17条に規定する許可や届出の対象とならない(詳細は別紙)。

6 担当局課名

資源エネルギー庁 電力市場整備課

法令適用事前確認手続  
照会書

平成 13 年 8 月 23 日

資源エネルギー庁電力市場整備課長殿

照会者名 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド  
照会者名 モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インク

下記について、照会をします。

なお、照会社名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

I. 法令名及び条項

電気事業法 17 条 1 項及び 2 項

II. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

- (1) モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インク（「MSCGI」。ニューヨーク法人）は、弊社（モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（「MSJL」））の関連会社である。本件事実関係において、電気の供給者として、「一般電気事業者」、「卸電気事業者」、「特定電気事業者」、「特定規模電気事業者」、または「電気事業者以外で発電設備を有するもの」（X1～X5。「X」と総称、別紙 1 および 2 参照）が想定され、また、被供給者として、（通常は X とは別の）「一般電気事業者」、「特定電気事業者」または「特定規模電気事業者」（Y1～Y3。「Y」と総称、別紙 1 および 2 参照）が想定される。Y は、需要家に電気を供給するものとする。
- (2) ①MSCGI は X との間において、電気につき将来の一定期日に一定価格で一定量の受渡しを約する契約を締結する（「先渡契約」）。更に、MSCGI は、Y との間において、Y の事業の用に供する電気を供給するための先渡契約を締結する。X は、受渡期限において、MSCGI の通知する Y に Y の事業の用に供するための電気を受け渡すものとする。ただし、X と MSCGI との間先渡契約において、Y は特定されているとは限らない（別紙 1 参照）。
- (3) 上記(2)のとおり、①X は、MSCGI との間において先渡契約を締結する。X は、受渡期限において、MSCGI、MSCGI の指名を受けた者（被指名者）、または被指名者の指名を受けた者（後続被指名者）が通知する Y に Y の事業の用に供するための電気を受け渡すものとする。ただし、X と MSCGI との間先渡契約において、被指名者、後続被指名者、および Y は特定されていない。その後、②MSCGI と A1 との間、③A1 と A2 との間、更には④A2 と Y との間において、先渡契約が締結されることも考えられる。各②③④先渡契約は、それぞれ X と MSCGI との間①先渡契約で定める受渡期限・量・受渡場所と同じ条件（但し、価格は異なる）で締結されるものとする。A としては、電気事業者のみならず、電気事業者以外の非需要家も想定される。X は、受渡期限において、後続被指名者 A2 が通知する Y に電気を受け渡す（別紙 2 参照）。
- (4) MSCGI は、X と先渡契約を直接に締結するのではなく、被指名者 A1、後続被指名者 A2 の立場で先渡契約を締結する場合も考えられる。
- (5) MSJL は、上記各先渡契約に係る取引の全部または一部につき媒介、取り次ぎまたは代理を業務と

して行う（別紙 1 および別紙 2 参照）。

- (6) なお、この際、MSCGI は、電気事業法第 2 条 1、3、5、7 または 11 号にて規定されている「一般電気事業」、「卸電気事業」、「特定電気事業」、「特定規模電気事業」または「卸供給」に該当する業務・事業を行わない。

### Ⅲ. 弊社の見解

#### 1 [MSCGI]

- (1) 上記(2)における X による MSCGI、および MSCGI による Y との先渡契約の締結・履行は電気事業法の規制の対象外であるため、MSCGI は、電気事業法上の許認可・届出は要求されない。
- (2) 上記(3)(4)における MSCGI による A、または A による MSCGI との先渡契約の締結・履行は電気事業法の規制の対象外であるため、MSCGI は、電気事業法上の許認可・届出は要求されない。

#### 2 [MSJL]

上記における MSJL の行為(すなわち、MSCGI と X 又は Y その他 A との間の取引の媒介、取り次ぎまたは代理)についても、電気事業法の規制の対象外であるため、MSJL は、電気事業法上の許認可・届出は要求されない。

#### 3 [発電者]

- (1) 一般電気事業者 X1 が先渡契約の受渡条件にしたがい、①他の一般電気事業者 Y1 にその事業の用に供するための電気を供給するとき、②自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者 Y2 にその事業の用に供するための電気を供給するとき、その事業は一般電気事業にみなされるため、当該一般電気事業者 X1 は電気事業法上の 3 条・8 条に基づく許可のみが要求される（2 条 2 項）。これに対して、一般電気事業者 X1 が先渡契約の受渡条件にしたがい、供給区域外に供給地点を有する特定電気事業者 Y2、または供給区域内外の特定規模電気事業者 Y3 にその事業の用に供するための電気を供給する場合、当該一般電気事業者 X1 は新たに電気事業法上の許認可・届出は要求されない。

一般電気事業者 X1 が先渡契約の受渡条件にしたがい、その供給区域外の地域の需要に応じ電気の供給をしようとするときに、一般電気事業者 Y1、特定電気事業者 Y2 または特定規模電気事業者 Y3 にその事業の用に供するための電気を供給する場合、当該一般電気事業者 X1 は、「供給の相手方及び供給する場所ごと」に許可を受ける必要はない（25 条 1 項）。

上記以外に、本件事案において一般電気事業者 X1 は新たに電気事業法上の許認可・届出を要求されない。

- (2) 卸電気事業者 X2 が先渡契約の受渡条件にしたがい、特定電気事業者 Y2 または特定規模電気事業者 Y3 にその事業の用に供するための電気を供給するとき、当該卸電気事業者 X2 は電気事業法上の許認可・届出は要求されない（17 条 1 項 2 号）。これに対し、卸電気事業者 X2 が先渡契約の受渡条件にしたがい、一般電気事業者 Y1 に電気を供給する場合、当該卸電気事業者 X2 は電気事業法上 3 条・8 条の許可のみが要求される（2 条 3 項、18 条参照）。

上記以外に、本件事案において卸電気事業者 X2 は新たに電気事業法上の許認可・届出を要求されない。

- (3) 特定電気事業者 X3 が先渡契約の受渡条件にしたがい、自らの供給地点以外の場所において、一般電気事業者 Y1、特定電気事業者 Y2 または特定規模電気事業者 Y3 にその事業の用に供するための電気を供給するとき、当該特定電気事業者 X3 は新たに電気事業法上の許認可・届出は要求されない（17 条 1 項 2 号）。

- (4) 特定規模電気事業者X4が先渡契約の受渡条件にしたがい、特定規模需要に応じる電気の供給以外において、一般電気事業者Y1、特定電気事業者Y2または特定規模電気事業者Y3にその事業の用に供するための電気を供給するとき、当該特定規模電気事業者X4は新たに電気事業法上の許認可・届出は要求されない(17条1項2号)。
- (5) 電気事業者以外で発電設備を有するものX5が先渡契約の受渡条件にしたがい、一般電気事業者Y1、特定電気事業者Y2または特定規模電気事業者Y3にその事業の用に供するための電気を供給するとき、当該電気事業者以外で発電設備を有するものX5は電気事業法上の許認可・届出は要求されない(17条1項2号)。
- (6) 上記Ⅱ(3)(4)において、XがMSCGIまたAと先渡契約を締結したにとどまり、XがYに対して電気を供給していない段階においては、電気事業法上の許認可・届出は要求されない。

#### 4 [被供給者]

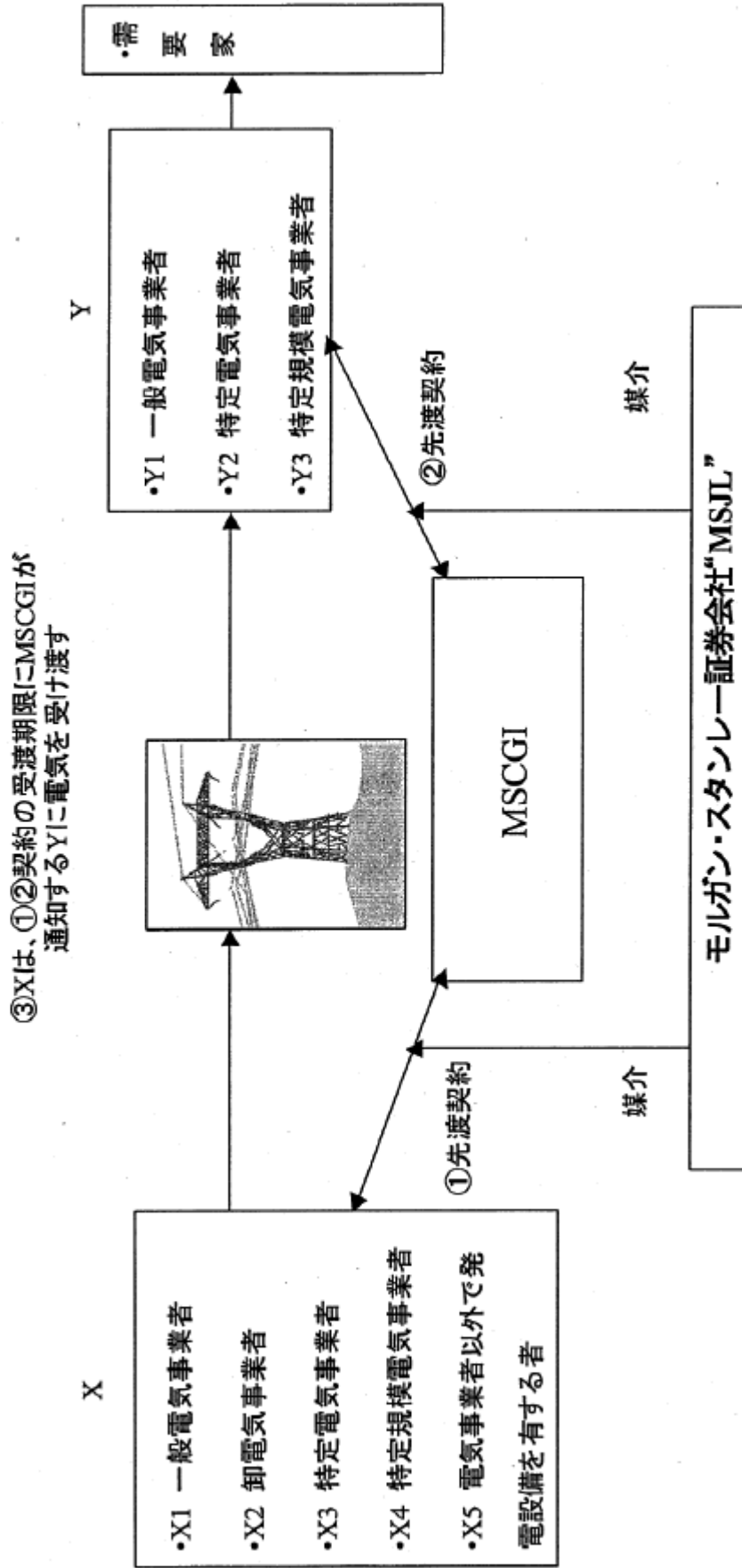
Xから電気の供給を受ける者Yは、電気事業法上の許認可・届出は要求されない。

#### IV. 連絡先 (非公開)

以上

# 電気の供給業務に関する媒介業務(例)

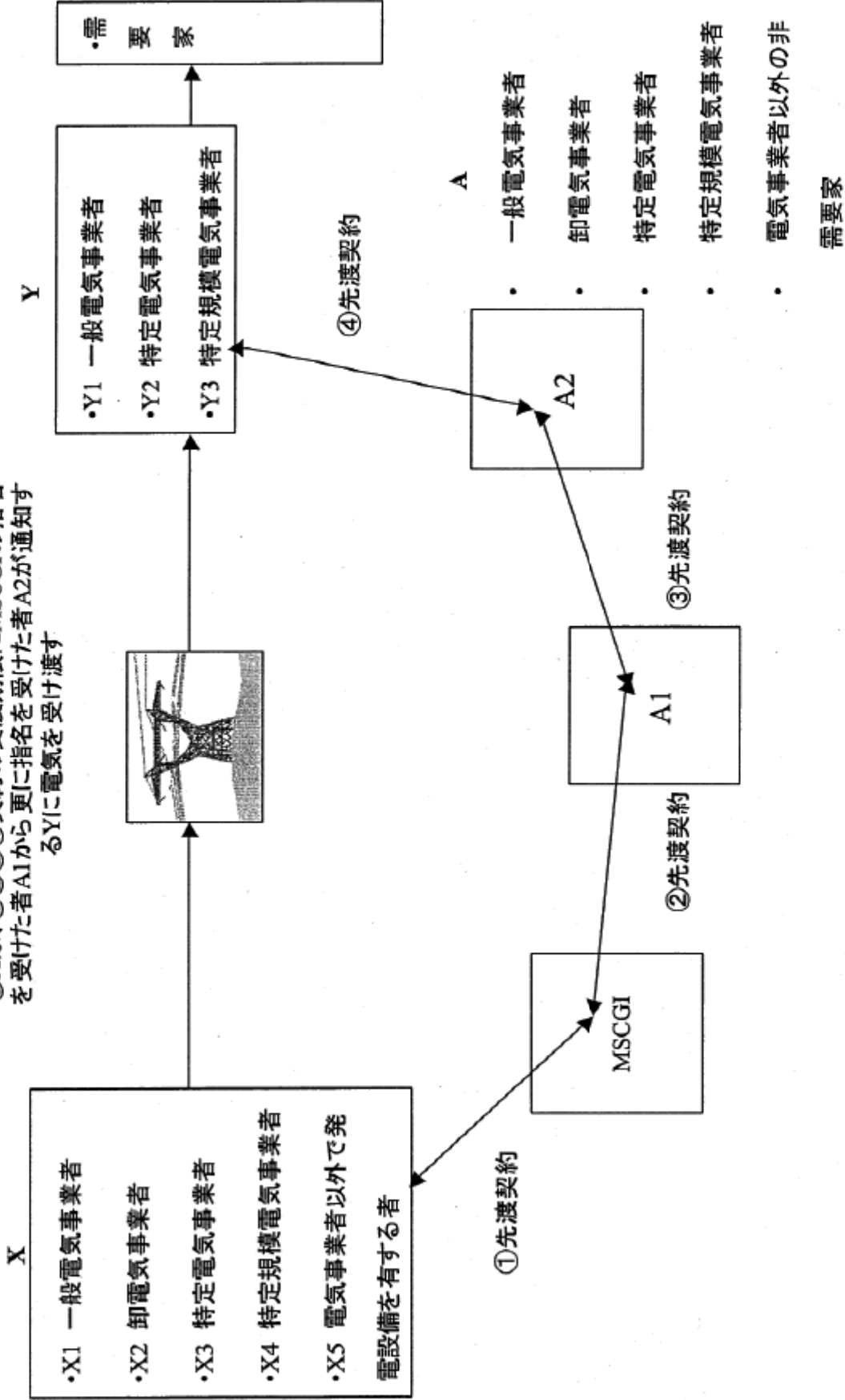
別紙1





# 電気の供給業務に関する媒介業務(例)

別紙2



⑤Xは、①②③④契約の受渡期限にMSCGIの指名を受けた者A1から更に指名を受けた者A2が通知するYに電気を受け渡す

モルガン・スタンレー証券会社“MSJL”(媒介)

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成13年10月11日

モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 殿  
モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インク 殿

資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力市場整備課長

平成13年8月23日付けで別添により照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インクが実現しようとする行為は、電気事業法第17条第1項第2号の対象となる。

また、モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドが行おうとする行為は、電気事業法第17条の対象とならない。

本回答は、電気事業法第17条第1項及び第2項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、電気事業法第17条第1項及び第2項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、電気事業法第17条第1項及び第2項の解釈は下記のとおりです。

記

1. モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ・インク（以下「MSCGI」という。）が実現しようとする行為について

電気事業法第17条は、電気事業を営む場合以外の電気の供給事業について経済産業大臣の許可を要する旨を定めた規定である。したがって、照会書における MSCGI の行為については、①電気を供給する事業に該当するか否か、②仮に電気を供給する事業に該当するのであれば、電気事業に該当するか否か、及び③電気事業に該当しない場合、電気事業法第17条の許可が必要になるか否か、について検討することが必要となる。

電気事業法における電気を供給する事業は、同法に特段の規定がない限り、当該事業を営む者が発電設備を保有しているか否かを問わない。そのため、照会書に記載されている MSCGI が実現しようとする行為は、電気を供給する事業と捉えることが適切である。

次に、同照会書において、MSCGI は電気事業及び卸供給事業を行わないとしていること、また、MSCGI の供給先が一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者であることを踏まえると、MSCGI が実現しようとする行為は、電気事業法第17条第1項第2号に該当すると判断できる。

2. モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（以下「MSJL」という。）が行おうとする行為について

照会書によれば、MSJL は、MSCGI が行おうとする先渡契約に係る取引の全部又は一部について媒介、取り次ぎ又は代理を業務として行う者である。

電気事業法上、MSJL がこれらの業務を行うことについて、許可や届出は不要である。

(補足)

照会書に対する回答は以上のとおりであるが、ご参考までに、電気事業法の関連条項を所管する立場から、MSCGI と取引を行おうとする事業者に対する電気事業法上の考え方について述べると以下のとおりである。

#### OMSCGI と取引を行おうとする事業者に対する電気事業法上の考え方

##### 1. MSCGI と先渡契約を締結して、電気を渡す者について

照会書によれば、先渡契約を締結して MSCGI に電気を渡す者は、「一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電気事業者以外で発電設備を有する者」（以下「発電設備の所有者」という。）である。

MSCGI が先渡契約を履行する場合、当該先渡契約に基づき発電設備の所有者が供給する電気は、最終的に一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供する電気の供給に使用されることとなるため、この場合、電気事業法第17条第1項第2号により、電気事業法の許可や届出が不要となる。

したがって、発電設備の所有者が、MSCGI と先渡契約を締結して電気を渡すことについて、電気事業法の許可や届出は不要である。

##### 2. MSCGI と先渡契約を締結して、電気を受け取る者について

照会書によれば、先渡契約を締結して電気を受け取る者は、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者であり、各々の事業者は、それぞれの事業の用に供する目的で電気を受け取ることとしている。

電気事業法上、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者が、それぞれの事業の用に供する電気を購入することについて、許可や届出は不要である。ただし、特定電気事業者については、電気事業法第五条第一項第四号に定める許可の基準により、他者から常時補完的に電気の供給を受けることを認められていない。

以 上

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

- 1 照会年月日  
平成13年11月21日
- 2 回答年月日  
平成13年12月4日  
照会から回答までの期間13日間  
(うち補正に要した期間 日間)
- 3 照会・回答内容の公表年月日  
平成13年12月5日  
回答から公表までの期間 1日間
- 4 照会内容の概要  
東京電力株式会社からの電気事業法第9条第1項及び第2項に関する照会（詳細は別紙）。
- 5 回答内容の概要  
東京電力株式会社の実現しようとする行為は、電気事業法第9条第1項及び第2項の対象とならない（詳細は別紙）。
- 6 担当局課名  
資源エネルギー庁 電力市場整備課

法令適用事前確認手続  
照会書

平成13年11月21日

電力市場整備課長 殿

東京電力株式会社

下記について照会をします。  
なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

電気事業法（以下「法」という）第9条第1項及び第2項

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

当社が維持し運用する原子力発電所において「定格熱出力一定運転」をすること。すなわち、原子炉熱出力を原子炉等規制法に規定する原子炉設置許可及び変更の許可で許可を受けた「熱出力（＝連続最大熱出力）」に保ったまま運転すること。

3. 当該行為と照会対象法令の規定との関係についての自己の見解

（当該行為と照会対象法令の規定との関係）

定格熱出力一定運転を行った場合、電気出力が法第6条第2項第4号（法第9条第1項及び第2項で変更されたものを含む。以下同じ）に規定する許可証に記載すべき「出力」を上回ることがある。法9条第1項及び第2項では、法第6条第2項第4号の事項の変更は届け出を要することとされている。原子力発電所において、定格熱出力一定運転は「出力」の変更に該当するのか。

（自己の見解）

以下に示す理由により「出力」の変更に該当しない。

「出力」とは最大出力をいうが、電気事業者は最大出力を特定するものとして発電用電気工作物の連続定格出力（ある条件下において連続運転可能な最大電気出力）をもって法9条第1項及び第2項の届け出をしている。原子力発電所にあつては、夏季においても連続運転可能な最大電気出力を届け出ており、これは「年間を通じて発生可能な最大電気出力」に該当している。定格熱出力一定運転では、蒸気タービンの効率が向上する冬季など海水温度が低い場合において電気出力が増加するものであり、前記「年間を通じて発生可能な最大電気出力」を変更するものではない。

4. 公表の遅延の希望

なし。

5. 連絡先 〈非公開〉

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成13年12月4日

東京電力株式会社 殿

資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力市場整備課長

平成13年11月21日付けで別添により照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

東京電力株式会社の実現しようとする行為は、電気事業法第9条第1項及び第2項の対象とならない。

本回答は、電気事業法第9条第1項及び第2項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、電気事業法第9条第1項及び第2項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、電気事業法第9条第1項及び第2項の解釈は下記のとおりです。

記

東京電力株式会社の実現しようとする行為について

電気事業法第9条第1項及び第2項は、許可証の記載事項うち、電気工作物等の出力等に変更があったときに電気事業者が届出をすべき義務を定めたものである。したがって、照会書における東京電力株式会社の行為については、原子力発電所において定格熱出力一定運転は電気工作物の「出力」の変更に該当するか否かについて検討することが必要となる。

電気事業法第9条第1項及び第2項の届出の対象となっている「出力」とは最大出力のことであるが、原子力発電所の場合、年間を通じた海水温度等の変動にかかわらず発生させることのできる最大出力と解することが妥当である。一方、定格熱出力一定運転によって発生可能な電気出力が増加するのは冬季等海水温度が低い場合であり、夏季における発生可能な電気出力は変わらないため、定格熱出力一定運転を行う場合に「出力」に変更はない。

したがって、原子力発電所における定格熱出力一定運転は、電気事業法第9条第1項及び第2項の届出の対象となっている「出力」の変更に該当しない。

以上

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日  
平成13年7月5日

2 回答年月日  
平成13年8月3日  
照会から回答までの期間28日間  
(うち補正に要した期間15日間)

3 照会・回答内容の公表年月日  
平成13年9月3日  
回答から公表までの期間31日間

4 照会内容の概要

株式会社大信からの電気用品安全法第3条に関する照会(詳細は別紙)。

5 回答内容の概要

当該事業は、電気用製品安全法第3条に規定する届出の対象とならない。

6 担当局課名  
商務情報政策局 製品安全課

法令適用事前確認手続  
照会書

平成13年7月5日

商務情報政策局製品安全課長 殿

株式会社 太信

下記について、照会をします。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令及び条項

電気用品安全法第3条

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

外部商用電線から漏電遮断器を介して屋内に配設された、屋内商用配線に接続し、地震（震度5以上）の際にその振動を検知して、電灯線より大地アースに対して50mA以下の漏電を発生させ、瞬時に「漏電遮断器」を作動させ、家屋への通電を遮断させる。

当該漏電遮断器を作動させる前に送電が遮断された際、地震の検知をマイコン制御により保持し、送電開始時に当該漏電遮断器を作動させる。

前記により、震災時の二次火災、特に電気火災（電気製品が元となる火災）を防止することを目的とする商品である。

当該商品を製造する事業は、電気用品安全法第3条の規定による届出の対象となり、経済産業大臣に届け出る必要があるかどうかを照会する。

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

電気用品安全法第3条により経済産業大臣あてに事業の届出を義務づけられている者は、同法第2条第1項において政令で定める「電気用品」の製造又は輸入の事業を行う者である。

当該商品は、政令で定める「電気用品」（同法施行令別表第1及び別表第2）に該当せず、よって、当該事業は電気用品安全法第3条の規定による届出の対象とならない。

4. 公表の遅延の希望

希望いたしません。

5. 連絡先 〈非公開〉

以上



○ 照会・回答内容の公表を行った事案

- 1 照会年月日  
平成13年11月5日
- 2 回答年月日  
平成13年11月27日  
照会から回答までの期間 22日間  
(うち補正に要した期間 8日間)
- 3 照会・回答内容の公表年月日  
平成13年11月28日  
回答から公表までの期間 1日間
- 4 照会内容の概要  
日立工機株式会社からの消費生活用製品安全法第6条に関する照会(詳細は別紙)。
- 5 回答内容の概要  
対象商品は、消費生活用製品安全法第6条に規定する届出の対象とならない。
- 6 担当局課名  
商務情報政策局 製品安全課

法令適用事前確認手続  
照会書

平成13年11月5日

経済産業省商務情報政策局  
製品安全課 課長 殿

日立工機株式会社

下記について、照会をします。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

消費生活用製品安全法第6条

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

弊社は、主として建築業者向け電動工具であるレーザーマーカ付き丸のこを開発しました。この丸のこは木材に引いた墨線にレーザー光線を合わせるだけで、墨線通りに木材を切断することを可能にしました。したがって、従来の丸のこに比べ、木材切断作業効率を大きく向上させた電動工具であります。

資料としてレーザーマーカ付き丸の概略図を添付します。

3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解

弊社のレーザーマーカ付き丸のこは以下の理由により、特定製品、特別特定製品「携帯用レーザー応用装置」の対象外であると、弊社は考えております。

消費生活用製品安全法の規制対象として「携帯用レーザー応用装置」が指定されたのは、レーザー光線が目に入って網膜を損傷する等の事故が増加していることを背景に、レーザーポインター等による事故防止を図るために指定されたと認識しています。

立法の目的から、「携帯用」とはポケットなどに入れて携帯できるものを指すと解釈しております。しかるに、弊社レーザーマーカ付き丸のこは外形寸法 約 250×120×200mm、質量 約 3kg の製品であり、外形寸法および質量からみて「携帯用」には該当しないと考えております。一方、このレーザーマーカ付き丸のこに用いたレーザー装置は、丸のこ本体に固定されていて、丸のこ本体と一体になっています。

当該製品は、消費生活用製品安全法第2条第2項の政令で定める「特定製品」に該当しないため、その販売にあたって法第6条に基づく製造事業者としての届出をしたうえでの法第13条の規定による省令で定める表示は、法第4条の規定により必要とされない。

4. 公表の遅延の希望

公表の遅延は希望しません。

5. 連絡先 〈非公開〉

レーザーマーカ付き丸のこ 概略図

